

109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
介護医療院における短期入所療養介護費			
夜勤減算	夜勤を行う看護・介護職員の数が短期入所療養介護の利用者の数及び介護医療院の入所者の数の合計数が30又はその端数を増す毎に1以上かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	※併設型小規模介護医療院は以下を満たせば夜勤を置かないことができる。 ①併設医療機関で夜勤を行う看護職員、介護職員が1以上 ②利用者と入所者、併設医療機関の入院患者の合計が19人以下 ③緊急時の併設医療機関との連絡体制の整備
	夜勤を行う看護職員の数が1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
夜勤減算【ユニット型】	2ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
ユニットケア減算	ユニットごとに日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
定員超過減算		<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準減算		<input type="checkbox"/> 該当	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等を行う場合、態様・時間・心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録	<input type="checkbox"/> 未実施	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、結果を職員に周知	<input type="checkbox"/> 未実施	テレビ電話装置等の活用可
	身体的拘束等の適正化のための指針の整備	<input type="checkbox"/> 未実施	
	介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、結果を職員に周知	<input type="checkbox"/> 未実施	テレビ電話装置等の活用可
	虐待の防止のための指針の整備	<input type="checkbox"/> 未実施	
	虐待の防止のための研修の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
	上記の措置を適切に実施するための担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定	<input type="checkbox"/> 該当	
療養環境減算（Ⅰ）	廊下幅1.8m（両側に療養室の場合2.7m）未満	<input type="checkbox"/> 該当	
療養環境減算（Ⅱ）	療養室の床面積の合計を入所定員で除した数が8未満	<input type="checkbox"/> 該当	
室料相当額控除	Ⅱ型の多床室	<input type="checkbox"/> 該当	※令和7年8月1日から
	療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護（Ⅰ）	夜勤を行う看護職員の数が、短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （ : ~ : ）
夜間勤務等看護（Ⅱ）	夜勤を行う看護職員の数が、短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （ : ~ : ）
夜間勤務等看護（Ⅲ）	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （ : ~ : ）
	夜勤を行う看護職員1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護（Ⅳ）	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （ : ~ : ）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日又はその次の日に利用開始した場合	<input type="checkbox"/> 該当（7日を限度に算定）	
	介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携をし、利用者又は家族の同意の上、利用を開始	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	<p>次の a ~ c の者が直接利用を開始していない</p> <p>a 病院又は診療所に入院中の者</p> <p>b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者</p> <p>c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護の利用中の者</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、事業所は判断した医師名、日付及び留意事項等を介護サービス計画書に記録	<input type="checkbox"/> 該当	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画に計画されていない	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用理由・期間・緊急受入れ後の対応などの事項を記録	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画の保存	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急受入れ後の適切な介護のための介護支援専門員との連携、相談	<input type="checkbox"/> あり	
	連続算定日数	<input type="checkbox"/> 7日以内	※やむを得ない事情がある場合は14日以内
	適切なアセスメントによる代替手段の確保等について検討	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急的な利用ニーズの調整窓口の明確化	<input type="checkbox"/> あり	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決め	<input type="checkbox"/> 該当	
	他の介護サービスの事業所において、栄養状態のスクリーニングを行い口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定（初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除く。）	<input type="checkbox"/> 非該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	<input type="checkbox"/> あり	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> 該当	療養食献立表
	療養食の献立の作成の有無	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
	1日につき3回を限度	<input type="checkbox"/> 該当	
緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要	<input type="checkbox"/> 該当	
	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	同一の利用者について月に1回、連続する3日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
特定治療	入所者の症状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情	<input type="checkbox"/> 該当	
	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	<input type="checkbox"/> あり	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近3月間の平均で5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当	テレビ電話装置等の活用可
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近3月間の平均で5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当	テレビ電話装置等の活用可
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	認知症介護指導者養成研修 認知症看護に係る適切な研修
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施又は実施を予定	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）	看護職員が常勤換算法で入所者等の数の合計数が4又はその端数を増す毎に1以上。ただし、入所者等の数を4で除した数（1に満たないときは1とし、端数は切り上げる）から入所者等の数を6で除した数（端数は切り上げる）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。	<input type="checkbox"/> 該当	
	専任の精神保健福祉士又はこれに準じる者及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ1名以上配置されており、各職種が共同してサービス提供を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	入所者等がすべて認知症の者	<input type="checkbox"/> 該当	
	届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある等から介護を必要とする認知症の者の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要な応じて入院させる体制及び当該精神科病院の医師の診察が週4回以上行う体制の確保	<input type="checkbox"/> 該当	
	届出の前3月間で身体拘束廃止未実施減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）	看護職員が常勤換算法で入所者等の数が4又はその端数を増す毎に1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	専ら従事する精神保健福祉士又はこれに準じる者及び作業療法士がそれぞれ1名以上配置されており、各職種が共同してサービス提供を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	専用の器械及び器具を備えた60㎡以上の生活機能回復訓練室	<input type="checkbox"/> あり	
	入所者等がすべて認知症の者	<input type="checkbox"/> 該当	
	届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある等から特に介護を必要とする認知症の者の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要な応じて入院させる体制及び当該精神科病院の医師の診察を週4回以上行う体制の確保	<input type="checkbox"/> 該当	
	届出の前3月間で身体拘束廃止未実施減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) 介護機器を複数種類活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している	<input type="checkbox"/> 該当	
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の(1)に適合している	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) 事業年度ごとに(2)及び生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	以下のいずれかに該当		
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士80%以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) 介護職員の総数のうち勤続10年以上介護福祉士35%以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護職員の総数うち介護福祉士60%以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	以下のいずれかに該当			
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士 50%以上	<input type="checkbox"/>	該当	
	(2) 看護・介護職員の総数のうち常勤職員 75%以上	<input type="checkbox"/>	該当	
	(3) 直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続 7 年以上 30%以上 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当	
介護職員等処遇改善加算 I	1 賃金改善について次に掲げる (1) ~ (2) いずれにも適合	<input type="checkbox"/>	あり	処遇改善計画書
	(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の 2 分の 1 以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	<input type="checkbox"/>	該当	
	(2) 「経験・技能のある介護職員」のうち 1 人は賃金改善後の見込額が年額 440 万円以上	<input type="checkbox"/>	該当	
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/>	なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/>	あり	
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	研修計画書
	(三) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表 (見える化要件)	<input type="checkbox"/>	あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
	10 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定若しくは併設本 体施設が介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ている	<input type="checkbox"/> 該当	
	11 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1）・（3）・ （5）・（6）・（8）・（10）・（11）・（12）・（14）を算 定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を 算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	<input type="checkbox"/> 該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1 賃金改善について次に掲げる（1）～（2）いずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	（1）介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込ま れる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる こと	<input type="checkbox"/> 該当	
	（2）「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善後の見込額が 年額440万円以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職 員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を 確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	（三）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基 準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員 に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法 により公表（見える化要件）	<input type="checkbox"/> あり	
	10 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1）・（3）・ （5）・（6）・（8）・（10）・（11）・（12）・（14）を算 定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を 算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	<input type="checkbox"/> 該当	※令和8年3月末まで

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	<input type="checkbox"/> 該当	処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	(三) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	9 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	<input type="checkbox"/> 該当	※令和8年3月末まで

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	<input type="checkbox"/> 該当	処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> あり	
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
9 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	<input type="checkbox"/> 該当	※令和8年3月末まで	